

J A F 中 部 地 域 ク ラ ブ 協 議 会

ジムカーナ／ダートトライアル共通規則

第1章 総 則

本共通規則は、中部地域における全てのジムカーナ／ダートトライアル競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および実施事項は、各競技会特別規則および公式通知によって示される。各競技会の特別規則は、第2章の内容記載を必須とする。各競技会特別規則の競技運営に関する細則は、本共通規則の第3章以下が適用される。尚、特別規則書に記載された内容は、その示す範囲において本共通規則に優先する。また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、当該競技会の特別規則および本共通規則を熟知して参加するものとする。

第2章 特別規則書の記載内容

公 示

本競技会は日本自動車連盟（J A F）の公認のもとに、国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則、それに準拠したJ A Fの国内競技規則、J M R C中部共通規則およびJ M R C中部ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定ならびに、本競技会の特別規則に従って開催される。

- 第 1 条 競技会の名称
- 第 2 条 競技種目
- 第 3 条 競技格式
- 第 4 条 開催日程
- 第 5 条 競技会開催場所（所在地・T E L ・ F A X）
- 第 6 条 オーガナイザー名および住所
- 第 7 条 大会役員
- 第 8 条 競技主要役員
- 第 9 条 参加車両
- 第10条 クラス区分
- 第11条 参加資格
- 第12条 参加台数
- 第13条 参加申込および参加料
 - 1. 参加申込先および問合せ先
 - 2. 参加受付期間
 - 3. 参加料
- 第14条 競技のタイムスケジュール
- 第15条 賞 典
- 第16条 付 則
 - 1. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は国内競技規則国際スポーツ競技規則ならびにJ M R C中部共通規則に従って開催される。
 - 2. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第3章 統一規則細則

第17条 参加車両

参加車両は以下のグループに分類される。

- A E車両：当該年スピードA E車両規定に適合した車両
- P N車両：当該年スピードP N車両規定に適合した車両
- N車両：当該年スピードN車両規定に適合した車両
- S A車両：当該年スピードS A車両規定に適合した車両
- B車両：当該年スピードB車両規定に適合した車両
- S C車両：当該年スピードS C車両規定に適合した車両
- D車両：当該年スピードD車両規定に適合した車両
- R A車両：当該年J M R C中部R A車両規定に適合した車両
- R N車両：当該年J M R C中部R N車両規定に適合した車両
- スーパー1500車両：当該年J M R C中部S 1500車両規定に適合した車両、
車両規則は別途記載（略称；S 1500）

第18条 部門およびクラス

J M R C中部タイトル戦はJ A F選手権規定を参考とした下記の部門及びクラス区分とする。尚、J M R C中部タイトル戦以外の競技会は部門及びクラス区分を特別規則書に明記すること。

1. ジムカーナ

1) J M R C中部選手権

P N車両部門：

- クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動（FF、FR）のP N車両*
- クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動（FF、FR）のP N車両*
- クラス3：クラス1、クラス2に該当しないP N車両*

N車両部門：

- クラス1：気筒容積1000cc以下のN車両
- クラス2：気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両
- クラス3：気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両
- クラス4：気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両

S A車両部門：

- クラス1：気筒容積1600cc以下のS A車両
- クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のS A車両
- クラス3：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のS A車両

S C・D車両部門：気筒容積によるクラス区分無しのS C車両とD車両

S 1500部門：スーパー1500車両

*の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。

その詳細については特別規則書に記載するものとする。

2) J M R C中部ミドル選手権

上記1) 部門の他に下記クラスを設けることができる。

L部門：S C・D車両以外で参加する全ての女性運転者

R A車両部門

- クラス2：前輪駆動のR A車両*
- クラス3：後輪駆動のR A車両*
- クラス4：4輪駆動のR A車両*

R N車両部門

- クラス1：気筒容積1000cc以下のR N車両*
- クラス2：気筒容積1000ccを超える前輪駆動のR N車両*
- クラス3：気筒容積1000ccを超える後輪駆動のR N車両*
- クラス4：気筒容積1000ccを超える4輪駆動のR N車両*

但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る。

*の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。

その詳細については特別規則書に記載するものとする。

その他の部門：(JMRC中部認定外クラス)

併設クラスとしてJAF規定の範囲内で自由にクラスを設定できる。

但し、シリーズ全戦に設けること。詳細は各シリーズにて別途発表する。

2. ダートトライアル

1) JMRC中部選手権

クラス1：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両

(車両規定はスーパー1500車両規定で運用する)

クラス2：2輪駆動のAE・N・SA・SC車両及び

気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両

クラス3：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のAE・N車両及び

気筒容積3000cc以下の4輪駆動のSA・SC車両

クラス4：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のAE・N車両、

気筒容積3000ccを超える4輪駆動のSA・SC車両及びD車両

2) JMRC中部ミドル選手権(東海、北陸シリーズ)

①東海シリーズ

RWDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

F DW1クラス：気筒容積1500cc以下の前輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

F DW2クラス：気筒容積1500ccを超える前輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

4WDクラス：排気量によるクラス区分を行わず、4輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

②北陸シリーズ

クラス1：気筒容積1500cc以下の2輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

クラス2：気筒容積1500ccを超える2輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

クラス3：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

クラス4：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN・B・SA・SC・D車両

第19条 参加資格

参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。

1. 競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。

2. 20才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

3. 競技運転者は、競技に有効な死亡時500万円以上の傷害保険またはJMRC共済会に入会していること。

第20条 参加人数の制限

各競技会の特別規則書に記載すること。

1. ダートトライアルは最大150名まで、ジムカーナは最大200名までを原則とする。

2. 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。

3. 同一車両による重複参加は認められるが、同一運転者によって運転されてはならない。

1) JMRC中部選手権は2名までとする。

但し、レディースクラスとの重複参加を除き同一クラスに限る。

第21条 参加車両名の制限

参加車両名は半角文字、記号を含み全て15文字以内とする。

必ず車両名（型式ではなく、通称名：シビック、ランサー等）を入れること。

例：〇〇クラブシビック、〇〇商店ランサー

車名違反があった場合、主催者の権限により通称名のみを参加車両名とする。

第22条 参加申込方法および受け付け

1. 参加申込の受付期間は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、競技会開催日の1ヶ月前から10日前までとする。

2. 指定の参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて各オーガナイザーの事務局に申し込むこと。尚、参加申込書にはJMRC中部クラブ登録印が必ず押印されていること。

但し、JMRC中部またはクラブへの未所属者を除く。

3. 同一車両による重複参加をする場合は、参加申込み時に重複参加全員の氏名と希望走行順を記載のこと。
4. 申し込み方法は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、申込先に直接持参または郵送とする。尚、郵送の場合は現金書留とする。
5. オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否することが出来る。
この場合の参加料は返却手数料として参加料から1000円を差し引いて申込者に返金する。
尚、正式受理後の参加料は、本規則の35条の2.の場合を除き、いかなる理由があっても返金されない。
6. 参加受理の諾否は郵便にて通知する。受理書が届かない場合は、大会事務局に問い合わせること。

第23条 車両および競技運転者の変更

1. 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむをえない事情が有る場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2. 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3. 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

第4章 競技運営に関する規定

第24条 車両検査

1. 車両検査は、特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
2. 全ての参加者は、車両検査と同時に服装、装備、備品について検査を受けること。
3. 技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した個所に着いて修正を求める事が出来る。
修正を命ぜられた車両は、修正後に再度車検を受けなければならない。
4. 技術委員長の求めが有った場合、各自の参加車両が車両規定に適合していることを車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示して証明しなければならない。
5. 技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査をする事が出来る。
6. 競技番号（ゼッケン）は、オーガナイザーが決定する。競技番号はオーガナイザーが用意した物を使用し、車両検査前までに指定された位置に折り曲げることなく正しく貼り付けること。全周をテープelingすること。（ジムカーナのシードゼッケンは除く）
7. 競技終了後、原則として上位入賞車両の再車両検査を行う。尚、技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果が不合格の場合は失格となる場合がある。

第25条 競技車両のパドック待機

1. 全ての競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場所で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
2. 待機中の競技車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）等の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
3. 重複参加車両のタイヤ交換は、レディースクラスとの重複参加を含み、同一ヒート内では不可とする。但し、競技長の許可を得た場合はこの限りではない。
(ジムカーナに適応)

第5章 競技に関する規定

第26条 コースの慣熟

オーガナイザーは、公式通知にて発表したコースについて、参加者のために慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。
但し、慣熟走行する場合は、車両検査に合格した車両にて走行のこと。

第27条 スタート方式

1. スタートはスタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、計時が開始される瞬間ににおいて車両がすでに走行状態にあるスタート方式とする。(ランニングスタート)
2. スタート合図は国旗またはクラブ旗を用いる。信号機を用いる場合は、青信号がスタート合図となる。
3. スタートは原則としてゼッケン順に行う。スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
4. スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティーとして5秒を加算する。

第28条 計時

1. 計測は、自動計測機器または2個以上のストップウォッチを使用して行う。ストップウォッチを使用した場合は、その平均を記録する。
2. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。

第29条 順位の決定

1. 原則として2ヒートを行い、その内の良好なタイムを採用し最終の成績とする。
2. 同記録の場合は次により順位を決定する。
 - I セカンドタイムの速い者
 - II 排気量の小さいもの
 - III 審査委員会の決定
3. 上記以外にて順位を決定する場合は、各競技会の特別規則書に記載すること。

第30条 信号旗合図

国旗またはクラブ旗	→ スタート合図
黄旗	→ パイロン移動、転倒
黄旗	→ 脱輪（ジムカーナに適用）
黒旗	→ ミスコース
赤旗	→ 危険有り、直ちに停止せよ
緑旗	→ コースがクリアされた
チェックマーク旗	→ ゴール

第31条 競技上のペナルティー

1. コース上のペナルティー対象に指定されたパイロンを移動または転倒させたと判定された場合、1個について5秒を走行タイムに加算する。
ジムカーナ：車体の一部が触れてマーカーからずれた場合。
ダートトライアル：車体の一部が触れてパイロンが移動し、マーカーが現れた場合。パイロン以外にペナルティー対象となるものがある場合は、その判定基準および加算タイムを参加者に発表すること。
2. ミスコースをした場合は、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコースに気付き、ただちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。ミスコースと判定され、競技運営上に重大な支障をきたすと判定された場合は、赤旗を提示して車両を停止させる事もある。
3. 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
4. ゴール後は、減速エリア内で確実に減速を行うこと。充分減速を行わなかった場合は当該ヒートのタイムに5秒を加算する。
5. 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
6. ジムカーナにおいては、コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を加算する。
また同時に4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。

第32条 抗議

1. 抗議権

抗議権は、競技参加者のみが有するものとする。競技役員は抗議がなされた場合でも抗議がない場合と同様に自己の権限における公式な行動を正当に遂行しなければならない。
複数の競技参加者に対して抗議を行いたい競技参加者は、該当する行為に関係する競技参加者全員について抗議を提出しなければならない。

2. 抗議の提出

競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、J A Fが規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。競技長が不在の場合には、競技会事務局長に提出することができる。抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

3. 抗議の対象と制限時間

競技参加者が抗議できる事項は次の各号のみとし、特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き、各々に指定された時間内に提出しなければならない。

- 1) 競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
- 2) ハンディキャップまたはヒートの編成に対する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
- 3) 自己の車両に関する技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 4) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- 5) 競技の順位に関する抗議は、その成績発表後30分以内とする。

4. 抗議の裁定

競技に関する抗議は、競技会審査委員会が裁定する。その裁定に不服な場合は、国内競技規則によってJ A Fのモータースポーツ審査委員会あてに控訴することができる。

5. 抗議の審問

競技会審査委員会は、抗議の審査に必要な場合にはできるだけ速やかに関係者を呼び審問を行う。関係者は審問に応じなければならないが、証人を同道することができる。競技会審査委員会は、関係者のすべてがそれぞれ直接召喚を受けているか否かを確認しなければならない。競技会審査委員会は、関係者または証人が欠席の場合でも審議裁定することができる。裁定が関係者の審問後速やかに行うことができない場合は、裁定が行われる場所および時間を関係者に通告しなければならない。

6. 受け付けられない抗議

国内競技規則10-20に掲げる審判員がその役務遂行中に行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。複数の競技参加者に対する単一の抗議も受け付けられない。

7. 賞の授与

- 1) 賞の授与は、競技成績の発表後30分経過するまで行ってはならない。
- 2) 抗議が提出され、その裁定結果が受賞資格に影響する場合には、抗議の裁定が確定するか、さらにその裁定に対する控訴についての裁定があるまでの間、関係する競技成績は暫定結果として扱い、賞の授与を行ってはならない。
- 3) 賞が授与された後に、競技の成績に影響するような裁定により資格を喪失した場合、競技参加者は賞をオーガナイザーに返却しなければならない。

8. 再競技

競技会審査委員会またはJAFのいずれも再競技を命ずる権限はない。ただし、その競技がなんらかの事情で未成立となった場合に限り、オーガナイザーが当該競技の競技参加者（出場資格を得た者）全員の同意を得たうえで再競技を行うことができる。

9. 裁定

抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、第33条に基づいて控訴する権利を有する。

10. 無根拠もしくは邪意による抗議の禁止

- 1) 抗議に根拠がないと判明したときは、抗議料は没収される。
- 2) 邪意をもって行ったことが確認されたときは、本規則の違反と見なされ罰則が課せられる。

第33条 控訴

1. 権限の範囲

J A Fは、国内競技規則14-2に規定する国内裁定機関としてその所管する許可証所

持者のために、自動車スポーツ全般もしくは特定の競技に関して、日本国内で発生した一切の紛争を審査、決議をするモータースポーツ審査委員会、および諸規則の施行および競技により発生した紛争の最終的な裁定を行う機関としてモータースポーツ中央審査委員会を置く。

2. 控訴権

- 1) 競技参加者は、競技会審査委員会による決定や裁定に不服の場合、JAFのモータースポーツ審査委員会に控訴する権利を有する。ただし、次のいずれかの場合に限られる。
 - (1) 自らに課された罰則または決定に不服の場合
 - (2) 自ら提出した抗議の裁定に不服の場合

控訴を行う者（以下「控訴人」という。）は、競技会審査委員会の裁定宣告から1時間以内にその意思を文書をもって競技会審査委員会に通告しなければならない。この手続きを行わない場合は控訴権を失う。（控訴の手続き、控訴時間制限を参照）
- 2) 当該控訴人は、モータースポーツ審査委員会に対し行った控訴の裁定に不服の場合は、あらためて第33条4-3)に従いJAFのモータースポーツ中央審査委員会に控訴する権利をもつ。
- 3) 国内競技規則11-1-3)あるいは4)等の規則違反によりモータースポーツ審査委員会により罰則を課された者がその罰則を不服とする場合は、第33条4-3)に従いモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。
- 4) 国内で行われる競技会については、JAFの許可証所持者に対するモータースポーツ中央審査委員会の裁定を最終のものとする。

3. 国内控訴の手続

JAFのモータースポーツ審査委員会に対し控訴する場合は、控訴人または資格ある代理人の署名した控訴の趣旨および理由を示す文書、およびJAFが定める控訴料を添えて4.に定める時間内に競技会審査委員会に提出しなければならない。控訴料は、控訴を断念した場合は一切返還されない。

4. 控訴の時間制限

- 1) 競技会審査委員会が行った抗議の裁定あるいは決定した罰則等を不服としてJAFのモータースポーツ審査委員会に控訴する場合は、その裁定または決定の告知より1時間以内に、モータースポーツ審査委員会あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会に提出しなければならない。
- 2) 控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より2日以内に直接JAFに提出することができる。この手続きは同期間に本連盟あてのファクシミリ、eメールまたは郵送で行うことができる。
- 3) 提出した控訴がJAFのモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服としてJAFのモータースポーツ中央審査委員会に控訴する場合は、当該控訴人は、その裁定告知日より7日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書ならびに控訴料をJAFモータースポーツ中央審査委員会に提出しなければならない。

5. 控訴中の資格の効力

モータースポーツ中央審査委員会に控訴が行われた場合でも、資格停止または資格取消の裁定は控訴とは関係なく効力を発揮し実施される。

6. 控訴の審問

JAFのモータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会による控訴の審査は、受理された日から90日以内に審問が行われ裁定される。審問の通知は関係者に対し的確に行われ、関係者は審問に応じなければならないが、必要な場合は証人を同行することができる。モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、通告した関係者が出席しない場合でもその審議を行ない裁定することができる。また、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、当事者とは無関係に全日本選手権競技会の競技参加者のうちから、本審問の裁定結果次第では直接かつ重大な影響を被る可能性のある者を要請に応じて事情聴取することがで

きる。また、そのような可能性のある者は、自らの責任で、当該告知日より7日以内に書面によりJAFに対して事情聴取を要請するものとする。

7. 控訴に対する裁定

モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、控訴された罰則または裁定を取消し、またはあらためて異なる罰則を課することができますが、再競技を命ずることはできない。

8. 控訴料および経費

控訴に対して裁定を下す時、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は事情に応じて控訴料の返還または没収、または、とくに審査で必要が生じた経費の負担について決定することができる。

9. 裁定の公表

JAFは、控訴に関する裁定を公表し、または発表させ、あるいは関係者のすべての氏名を発表する権限をもつ。当該関係者は、JAF告示を発表もしくは刊行する者に対しその行為を妨害してはならない。

第34条 損害の補償

1. 参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害、または参加者および競技運転者が会場の設備、器物を破損させた場合の保証等は、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲストは、JAFおよびオーガナイザーの大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していかなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、万一その役務遂行によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しての一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第35条 競技会の延期、中止または短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合または中止の場合、参加料を返還する。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第6章 一般規定

第36条 参加者および競技運転者の遵守事項

次の事項を遵守しない参加者および競技運転者は、当該競技会において競技会審査委員会の決定により重大なペナルティーを課す場合がある。

1. 全ての競技運転者は、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。
2. 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し言語を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たねばならない。
3. 競技期間中は、薬品等によって精神状態を悪化したり、飲酒をしてはならず、許可された場所以外での喫煙を禁止する。
4. オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
5. ゴール後、停止ラインのある場合は一旦停止し、パドック内は10km/h以下で走行し、特にいかなる場所においてもブレーキテストや極端な空吹かしは厳禁とする。
6. 慣熟走行を含み、競技中はヘルメット、安全ベルトを着用し、運転席側の窓およびサンルーフの窓は全閉のこと。また、その際はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシングローブの着用を強く推奨するが一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴、穴の空いていない皮製または耐火性のグローブでも良い。
競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。
7. 競技運転者は、表彰式に競技長の許可を得ずに欠席してはならない。

8. ヘルメットについて、詳しくは当該年度 J A F 国内競技車両規則第4編付則「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」を参照のこと。

第37条 J M R C 中部遵守事項

1. ジムカーナおよびダートトライアル規制

S A, B および R A 車両のマフラーおよび排気管の変更を禁止する。当該車両に自動車製造メーカーのラインにおいて当初から装着されている物以外への変更は許されない。但し、ジムカーナ車両においてはエキゾーストマニホールドおよびフロントパイプ部の変更のみ許される。

2. ジムカーナ規制

- ・パドック移動からゴールまでの間、コースコンディション確保のため、インターフーラーウオッシャー等の使用は禁止する。
- ・J M R C 中部ジムカーナ選手権においてはレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。

3. ジムカーナ & ダートトライアル規制

競技車両の前後の牽引プラケット位置を矢印ステッカー等で明示すること。

第38条 本規則の解釈および違反

1. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
2. 本規則に対する違反は、競技会審査委員会が決定し罰則を与える。

第39条 本規則の施行および記載されていない事項

本共通規則の適用は、各競技会の参加申込受付と同時に有効となる。

また、本共通規則に記載されていない事項については J A F 国内競技規則とその付則および F I A 国際スポーツ競技規則とその付則に準拠する。

以上

J A F 中部地域クラブ協議会

J M R C 中部ジムカーナ部会

J M R C 中部ダートトライアル部会